

SGEC附属文書

2-12-1 2017

会長決済

2017, 4, 1

## 規格制定のプロセスにおけるコンセンサスに関するPEFC 要求事項の解釈 (新規制定)

### 1. 目的

本指針は、規格の制定プロセスにおけるコンセンサスに関する解釈についてSGEC附属文書2-12「規格の制定」で定めるほか本文書において定めるものである。

### 2. 適用範囲

本指針は、SGEC附属文書2-12の「2-1 コンセンサス」の解釈を規定する。

### 3. コンセンサスの解釈

コンセンサスという用語の定義はSGEC附属文書2-12の「2-1 コンセンサス」によるものとする。これはISOガイド2の規定と同一である。

即ち、「コンセンサス」は、SGEC附属文書2-12の「2-1」で「重要な問題に関して、関係当事者の見解および対立議論の調整が考慮されている全体的な合意」と規定している。

注意書：コンセンサスは全員一致を必ずしも要求しない。

○ 議論のプロセスで、該当の規格に対する反対がある場合、フォーラム（会議以下同じ）はコンセンサスを得るために下記のいずれかによる代替の工程を適用することが出来る。

- a) 関係者が出席した会議（以下同じ）で、口頭による可否の決議をとるもの
- b) 会議で挙手による可否の決議をとるもの
- c) 会議でメンバーによる無記名投票による決議をとるもの
- d) 会議で声や挙手などによる反対表示がない場合、議長によってコンセンサス達成が宣言されるもの
- e) 電子メールによる会議で合意を求められ、メンバーが書面による返答をしたもの
- f) その他、コンセンサスを決定するために票を照合する正式な投票のプロセス。この場合、単一の利益を代表するものがプロセスを支配してはならない。

- 関係者の重要な部分が重要な問題に関して持続的に反対をする否決票がある場合、フォーラムは、その問題について、下記のメカニズムによって解決されなければならない。
  - a) 妥協案を見出すためにフォーラム内部で該当紛争問題に関して討議、交渉を行う。
  - b) 反対投票をしたステークホルダーと紛争問題に関して異なる見解を持つステークホルダーの間で妥協案を見出すための直接交渉を行う。
  - c) 紛争解決の工程は、フォーラムによって合意された紛争解決の手順によって律されなければならない。